

小林市営住宅入居者募集のご案内

1. 入居申込み

(1) 入居申込方法

【提出書類】

小林市営住宅入居者選考申込書（令和7年12月1日以降入居予定募集）

- 必要事項をもれなくご記入の上、持参してください。
- 申込み時には、証明書類の提出は必要ありません。
- 母子世帯（父子世帯を含む）、引揚者世帯、炭鉱離職者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、多子世帯、配偶者から暴力の被害を受けているDV被害者世帯、犯罪被害者世帯、子育て世帯の方は、優先入居制度（倍率優遇方式優遇制度）での抽選ができる場合がありますので、詳しくは、別添『優先入居制度』をご覧ください。

【申込受付期間】

令和7年10月6日(月曜)から令和7年10月20日(月曜)まで（土・日・祝日を除く）

【申込先】

小林市役所 本庁舎（本館3階）総務部 管財課

【申込みにあたっての注意事項】

申込み資格をお読みのうえ、次のことに注意してお申込みください。

- 1 申込みは、1世帯1通（1戸）に限ります。同一人が複数の申込用紙に記載されている場合はすべての申込みが無効となります。
- 2 申込受付期間外の申込みは、受付できません。
- 3 指定の申込用紙以外で申込みをされた場合は、無効となります。
- 4 申込用紙に必要な事項が記載されていない場合、不明な点があった場合は、無効となります。
- 5 申込み資格要件に欠けている場合は、無効となります。
 - 家族を不自然に分離、又は合併しての申込みはできません。（離婚を前提とした夫婦別居の申込み、兄弟姉妹だけの申込み等）
 - 現在公営住宅に住んでいる方は申込みできません。
 - 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある方は申込みできません。（売却等の予定がある場合であって、資格審査時までには名義変更等が完了する場合を除く。）
- 6 抽選会に欠席、又は遅刻した方の申込みは無効となります。

(2) 申込み資格

次の全ての要件に該当することが必要です。

- ①現在、住宅に困っていること
- ②現に同居し、又は同居しようとする親族があること
- ③収入が公営住宅入居資格収入基準以下であること
- ④市区町村税等の滞納がないこと
- ⑤入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※申し込み資格の詳細は下記のとおりです

「① 現在、住宅に困っていること」について

- 1 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。
- 2 住宅がないため親族と同居することができない。
- 3 住宅の規模、間取りと世帯構成との関係から、適正な居住基準を確保できない。
- 4 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔地に居住している。
- 5 収入に比して著しく過大な家賃の支払いをしている。

〈注意〉

- (1) 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある場合は、原則として、申込みできません。売却等の予定がある場合であっても、書類審査時までに名義変更が完了していない場合は、入居資格がないものとします。
- (2) 現在、公営住宅（県営・市町村営住宅も含む。）にお住まいの方は、原則として申込みできません。ただし、転勤に伴って多大な通勤時間を要することになったとき等、やむを得ないと認める場合は受け付ける場合もあります。
- (3) 生活保護受給世帯は、申込みをする前に、福祉事務所等のケースワーカーに市営住宅に申し込むことを相談してください。

「② 現に同居し、又は同居しようとする親族があること」について

入居後に結婚を予定している婚約者、及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情がある方（双方に戸籍上の配偶者がいないこと等、条件があります。）も同居親族に含みます。

ただし、次の条件のいずれかに該当する場合は、単身でも申込みができます。

- 1 60歳以上の方（※年齢については、募集期間末日現在の満年齢です。）
- 2 身体障がい者（1級から4級までの方）精神障がい者（1級から3級までの方）
- 3 戦傷病者（特別項症から第6項症まで又は第1款症の方）
- 4 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている方）
- 5 生活保護受給者
- 6 海外からの引揚者（引揚後5年を経過していない方）
- 7 ハンセン病療養所入所者等
- 8 配偶者からの暴力被害者（裁判所から保護命令が出ているか、女性相談所長等の証明が受けられる方）

「③ 収入基準を満たしている方」について

公営住宅法に規定する収入（世帯の合計所得が月額）15万8千円以下（一般住宅を除く）であること。ただし、次のいずれかに当てはまる世帯（裁量階層）については、入居収入基準が緩和されることがあります。

※小集落改良住宅について入居者が身体障がい者等の場合は13万9千円以下、それ以外の場合は11万4千円以下。

- 1 身体障がい者手帳の交付を受け1級から4級までの障がいのある方を含む世帯
- 2 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、1級から3級までの障がいのある方を含む世帯
- 3 障がいの程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯
- 4 60歳以上の方（18才未満の方を含んでもよい）で構成される世帯
- 5 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者のいずれかに該当する方を含む世帯
- 6 入居予定日現在で、小学校就学年齢に達していない子どものいる世帯

〈注意〉

市営住宅について、裁量階層（上記1～6に該当し、15万8千円を超え21万4千円以下の収入がある世帯）として入居した世帯が、上記1～6に該当しなくなった時点で15万8千円を超える収入がある場合は、収入超過者として割増家賃が課されます。また、収入超過の額及び期間によっては、民間賃貸住宅並みの家賃が課されることがあります。

「④ 市区町村税等に滞納がないこと」について

書類審査時に、市区町村の発行する完納証明書を提出していただきます。

「⑤ 入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと」について

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員のことです。

次のような場合等は、抽選に当たった場合でも失格となります。

- 1 書類審査期間中に連絡無く、審査を受けなかった場合
- 2 資格審査期間中に申込み資格の確認に必要な全ての書類が提出できない場合
- 3 申込書に不正の記載があった場合
- 4 申込み資格要件に欠けていることが判明した場合
- 5 家族を不自然に分割、又は合併されている場合（夫婦の別居、兄弟姉妹だけの申込みはできません。）
- 6 申込み時点と資格審査・入居時で入居予定者等が変わる場合（出生は除く）
- 7 入居申込者又は同居予定親族名義の持ち家がある方で、資格審査日までに登記名義変更等が完了しない場合
- 8 宮崎県警察本部に対して照会を行い、暴力団員であることが判明した場合

〈注意〉離婚を前提としてお申し込みの方へ

戸籍上夫婦である一方が離婚を前提として申込みをすることはできません。
ただし、配偶者からの暴力被害者(DV 被害者)であることの公的機関の証明が
受けられる方については、婚姻解消前でも申込みできる場合があります。

2 選考方法

抽選会を行い、希望する住宅ごとに当選者（入居予定者）及び補欠者を選考します。
抽選会には、代理の方が出席されても構いません。なお、抽選会に欠席した場合には、
申込を辞退したとみなします。

【抽選日時】

令和7年10月30日(木曜) 午後6時00分

【抽選場所】

小林市役所 本庁舎（本館3階）会議室3

【抽選方法】

抽選は、優先入居制度（倍率優遇方式優遇制度）で行います。詳細については、別添
『優先入居制度』に記載してあります。

【選考の流れ】

- ①まず、選考申込書を提出された順に「本抽選」で引く順番をきめる「予備抽選」を行
い、「予備抽選」後に「本抽選」を行います。
- ②団地ごとに、公開抽選を①で予備抽選された順に行います。
- ③当選者に対しては、抽選会終了後、書類の説明を行います。

3 当選後について

【当選後、下記の書類が必要となります。】

- ①入居申込書
- ②世帯全員の住民票・所得証明書・完納証明書・保険証のコピー等
- ③誓約書 ※連帯保証人 2名の方の署名が必要です。
- ④連帯保証人2名の所得証明書・印鑑登録証明書

※マイナンバーの利用について

住民票・所得証明書については、マイナンバーカード、若しくはマイナンバー通知カ
ードと本人を確認できる運転免許証等の提示で省略できるようになりました。詳しい内
容については、お問い合わせ下さい。

4 補欠者について

抽選会の結果、補欠者として登録された方は、当選者（入居予定者）が失格した場合、又は辞退した場合のみに書類審査のうえ不備、欠格がなければ入居ができます。

※補欠者として登録されても、必ずしも入居できるものではありません。また、補欠者としての有効期限は次の公募の抽選日までとなります。

※補欠者の方は、繰上当選したとの連絡を受けてから資格審査に必要な書類を取りそろえるようにして下さい。